

2022年2月15日

東京都知事 小池 百合子殿
東京都福祉保健局御中

渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合（のじれん）
ねる会議

連絡先：

まん延防止等重点措置の延長に伴う路上生活者への緊急支援の要望

私たちは、渋谷区を中心に路上生活を余儀なくされている方々とともに、炊き出しや夜回り、医療生活相談などの活動を行っている民間非営利団体です。

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の爆発的な流行と、それに伴う医療機関等の逼迫により、路上生活者の生活と生命は極めて深刻な状況に置かれています。今般2月10日に開催された政府対策会議で、首都圏ほか13都県に現在適用されている「まん延防止等重点措置」の期限を3月6日まで延長することが正式に決定されました。年初以来の流行「第6波」においては、比較的人的接触機会の少なかった路上の困窮者においても感染が拡がりつつある一方、身分証明の手段や住民登録がないなどの理由によりワクチン接種や検査機会、療養場所へのアクセスが困難な状況が依然として続いており、民間団体が運営する避難所、給食活動等とは別に、安全な避難所と食事、検査・療養の機会が公的に提供されることが強く望まれます。

コロナ禍においても、生活保護等の利用については、依然として困窮者の間に忌避感が強く申請に至らないケースが目立ちます。路上生活を余儀なくされている困窮者が、生活保護など福祉施策の活用に至らない大きな要因として、住民登録がなく生活保護を現在地において申請した場合（生活保護法19条1項2号）、東京都区部ではほとんど例外なく施設保護が前提とした運用がなされていることが挙げられます。私たちが2020年3月の新型コロナウイルス感染症の流行以来、継続して行ってきた聞き取り調査や生活相談でも、相部屋等施設への入居に伴う感染リスクの増加や、門限等、求職活動、就労機会の制約に対する懸念から、コロナ感染流行下でもなお生活保護申請を躊躇うケースが多数把握されています。他方、東京都チャレンジネットによる「一時的宿泊場所」提供事業については利用の要望が高まっており、「自宅療養」が可能ではない困窮者に対する宿泊療養施設の提供の延長と拡充を求めます。

つきましては、下記の措置を実施いただきたく要望いたします。

記

1. 現在実施されている PCR 等検査無料化事業について、都内に生活の実態がありながら、身分証や住民登録がない困窮者についても利用を認めるように、柔軟な対応をしてください。

2. まん延防止等重点措置の適用に伴う「一時的宿泊場所」提供事業（チャレンジネット）について、「原則 7 泊」とされている利用期間の制限、および、「2020 年 4 月以降、90 泊以上の宿泊がある」場合の利用制限を緩和ないし撤廃してください。今般のまん延防止等重点措置期間の延長に伴い、提供期間が当初の 2 月 13 日までから、3 月 6 日までに延長になりましたが、利用期間上限に変更がなく、感染状況の深刻化と長期化に伴って、なお適切な療養環境をもたない困窮者が行き場を失っている現状があります。

3. 野宿状態等にあつて、「自宅」待機・療養が困難な者のうち、発熱等の症状により無料検査事業の対象とならない場合には、医師の受診や検査の機会や待機場所を提供してください。また、検査の結果陽性であることが判明した場合（あるいは「疑似症患者」（みなし陽性）の基準を満たす場合）、証明書や連絡先がなくても、宿泊療養施設の案内がワンストップでスムーズに行われるよう、あらかじめ対応を検討してください。現状では、濃厚接触や陽性の疑いがあつても、適切な待機場所が用意されなかつたり、待機期間中の食糧等生活物資の配布がなされていないケースがあります。

4. 上記の改善を含め、野宿状態等にある困窮者が、PCR 検査の利用や宿泊療養を希望する場合、どのような対応になるか、また相談窓口の所在について広く案内・広報してください。

以上